関係 法令等

1 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会関連

(1)食料・農業・農村基本法(抄)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
(2) 食料・農業・農村政策審議会令		•			-		•				3
(3)食料・農業・農村政策審議会議事規則		•	•								7
(4)食料・農業・農村政策審議会における部会の設置	置	に		いい	\~	C					9
(5) 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規		•	•	-	•		•		•	•	1 1
2 家畜共済関連											
(1)農業災害補償法(抄)	•	•			-		•				1 3
(2) 農業災害補償法施行規則	•	•	•	-	•		•		•		1 6
3 薬事関連											
薬事法(抄)											1 7

〇食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

最終改正:平成二十一年四月二十四日

第一条~第三十条 (略]

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。 国は、 災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、 農業経営の安定を図るため、

第三十二条~第三十八条 (略)

(設置)

第三十九条 農林水産省に、 食料 農業 農村政策審議会(以下 「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 大臣 の諮問 審 に応じ、この法律 議会は、 この法 律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほ の施行に関する重要事項を調 査審議する。 か、 農林 水 産大臣 又は 関係

2 審議 会は、 前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3

七 和二十五年法律第二百九号)、家畜伝染病予防法 審議 興特別措置法 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 会は、 律 .第三百五十六号)、酪農及び肉用牛生産 前二項に規定するもの (昭和三十六年法律第十五号)、 0 ほ か、土地改良法 (昭和四十年法律第百九号)、 の振興に関する法律 (昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法 畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百 (昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良增 (昭和二十九年法律第百八十二号)、 加工原料乳生産者補給金等暫定措置 (昭和二十 殖 果樹農 八十三 法 (昭

営安定 構造改 法 法 三十八号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律 八年法律第百十二号)、 三号)、 (昭 昭 させら 和四 のための 善促進法 和 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 匹 ń 十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特別措置法 十年法律第百十二号)、農業振 た事 交付金の交付に関する法律 (平成三年法律第五十九号)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 項を処理する。 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 興地 (平成十八年法律第八十八号)、 域 の整備 に (平成十二年法律第百十六号)、農業の担い手に対する経 関 (平成二十一年法律第二十五号) 民する法 律 (昭和六十三年法律第九十八号)、 昭昭 和四十四 有機農業の推進に関する法 年法 律 第 *(*) (平成六年法 五 規定により (平成二十 十八号)、 律 食品 卸 その権限 年法律第 律 平 第 売 成 十 流 百 市 + 場 通

(組織)

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員 は、 前条第一 項に規定する事項に 関し学識 経 験 のある者のうち から、 農林 水産 大 臣 が 任命 する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定めるも の の ほ か、 審 議会の 職員で政令で定めるも 0 は、 農 林 水産大臣 が 任 命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 意見の 審議会は、 開 陳 説明 その そ 所掌 \mathcal{O} 他 事務を遂行するため必要があると認めるときは、 必要な協 力を求めることができる。 関係 行 政機関の長に対し、 資料の

(委任規定)

第四十三条 この 法律に定め るも 0 \mathcal{O} ほ か、 審 議 会 \mathcal{O} 組 織 所 掌事 務及び 運営に 関 L 必要な事 項 は、 政令で定める。

〇食料 農村政策審議会令(平成十二年六月七日政令第二百八十九号) (沙)

最終改正:平 成二一 年三月一 八日

(所掌事務)

第一条 第五項 利用 び に属させられた事項を処理する。 規定するも 再 商 \mathcal{O} 促 品 食料 (同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。 化 進 に \mathcal{O} \mathcal{O} 農業 促進等に関 関する法律 0 ほ か、 農村 エ ネルギーの使用の合理化に関する法律 する法律 政策審議会 平 成三年法律第四十八号)第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別 (平成七年法律第百十二号) 第七条の七第三 (以 下 「審議会」という。) (昭)及び第六十四条第三項、 は、 和五 食料 十四年法律第四十九号) 農業 項の規定に基づきその権 農村基本法第四 資源の有効な 第十六条 1十条 収 集及 限

組 織

2

第二条 審 議会に、 審議会に、 専門の 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、 事 項を調査させるため必要があるときは、 専門委員を置くことができる。 臨時委員を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時 委員 は、 学識 経 験の ある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。

2 専門委員 は、 当該 専門の事項に関し学識経験 のある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四 条 委員の任期は、二年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者 の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、 その者の任命に係る当該特別 の事 項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるも

4 専門委員は、 その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとす

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

る。

とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、 あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議へ 会は、 その定めるところにより、 部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、 臨時委員及び専門委員は、 会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、 当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、 当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじ め指名す

る者が、その職務を代理する。

6 審議会は その定めるところにより 部会の 議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹 事 は、 関係行 政機関 の職員のうちから、 農林水産大臣 が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、 委員 及び議会 職事に関い 係の ある臨 時委員の三分の一 以上が出席 Ĺ なけ れ ば、 会議 を 開 き、 議

決することができない。

2 審議会の議事は、 委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、 可否同数

のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審 議会の庶務は、 農 林· 水産省大臣官房政策課に お 1 て厚生労働省医薬食品局食品 安全部 企 画 情 報 課

及び国土交通省都市 地域整備局地方振興課 の協力を得て処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会

に諮って定める。

附 則 (略)

食料・農業・農村政策審議会議事規則

平 成 1 9 年 7 月 1 2 日 食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)の運営については、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)及び食料・農業・農村政策審議会令(平成12年政令第289号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

- 第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。
- 2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に 著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利 益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開と することができる。
- 3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 <u>議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一</u>般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 <u>部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する</u> <u>委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議さ</u> せることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会 長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則(平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定)は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成19年7月12日 食料・農業・農村政策審議会決定 平成20年3月7日改正 平成20年5月15日改正 平成20年7月25日改正 平成21年1月27日改正 平成21年7月23日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の 表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌 事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の規定によ
	り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食品産業部	卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の
会	合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)、資源の有効な
	利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、食品流通
	構造改善促進法(平成3年法律第59号)、容器包装に係る分
	別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第1
	12号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平
	成12年法律第116号)及び中小企業者と農林漁業者との連携に
	よる事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)の
	規定により審議会の権限に属させられた事項を処理するこ
	と。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法
	律第113号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(
	平成21年法律第25号) の規定により審議会の権限に属させら
	れた事項を処理すること。
家畜衛生部	1 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定により
会	審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であっ
	て、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議す
	ること。
果樹部会	果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の規定に
	より審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第1
会	09号) の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理
	すること。
畜産部会	家畜改良增殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法
	(昭和27年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関す
	る法律(昭和29年法律第182号)、畜産物の価格安定に関する
	法律(昭和36年法律第183号)、加工原料乳生産者補給金等暫
1	定措置法(昭和40年法律第112号)及び肉用子牛生産安定等特

	別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により審議会の権限
	に属させられた事項を処理すること。
農業共済部	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の施行に関する重
会	要事項であって、次に掲げるもの。
	1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸
	施設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調
	査審議すること。
	2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調
	査審議すること。
農業農村振	1 土地改良法(昭和24年法律第195号)及び農業振興地域の
興整備部会	整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の規定により審
	議会の権限に属させられた事項を処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であっ
	て、次に掲げるもの。
	ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議する
	こと。
	イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議
	すること。

- 第2条 <u>部会の議決は、審議会の議決とみなす。</u>ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、 その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

10 0 16 HET 1 WW 101 OCK	
部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
食品産業部会	総合食料局総務課
食糧部会	総合食料局食糧部計画課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
果樹部会	生産局生産流通振興課
甘味資源部会	生産局生産流通振興課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

附 則(平成20年3月7日決定)

食糧部会は、審議会で別に定めるまでの間、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第4条第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することができる。

〇食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規

平成十九年十月三十日

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会(以下「部会」という。)の運営については、 食料 農

業 ・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)、食料・農業・農村政策審議会議事規則 (平成

十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定。以下「議事規則」という。)及び食料・農業・ 農村

政策審議会における部会の設置について(平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定)に規

定するもののほか、この内規の定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により、部会に家畜共済小委員会(以下「小委員会」という。)を置き、次

に掲げる事項を調査審議させる。

家畜共済に係る診療点数に関する事項

家畜共済に係る薬価基準に関する事 項

第三条 小委員会の会議は、 部会長が招集する。

第四条 第二条各号に掲げる事項の 調査審議は、 それぞれの事項ごとに部会長が指名する専門委員が行う。

第五条 小委員会に座長を置き、 部会長が専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、 小委員会の会議の議長となり、 議事を運営する。

座長は、 小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

3

第六条 小委員会の庶務は、 農林水産省経営局保険監理官において処理する。

第七条 この内規に定めるもののほか、 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

〇農業災害補償 法 (昭和二十二年法律第百八十五号) 沙抄

第百十五 につき、 次の各号 共済 家畜 事 共済 故 \mathcal{O} 率を合計 発生態 の共済掛 様 した率とする。 金率は、 \mathcal{O} 類似性を勘案し 共済目; 的 \mathcal{O} て農林 種 類 水産大臣 (第八十四条第一項第三号及び同条第二項に掲げる共済目的 が 定め る種類をいう。 以下この条におい 、 て 同

 \mathcal{O}

- 害 す て得た率。 る共済掛 Iの診 として農林水 家畜異常事故に該当するものを除 べき共済掛 死亡及び廃用 療に要する費用 第十項において同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率 金 標 金率につい 準率甲 産 (これらのうち第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。) による損害並び 省令で定めるものを除く。 の 一 (第百十一条の八第一項の申出があつたときは、 ては、 部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としな 当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛 く。以下この号及び次号において同じ。)及び傷害による損 次号において同じ。) のうち次号の診療技術料等以 当該申出に係る共済掛 金割 引標 ことを相当 金期間 準 外 害 に 率 疾病 0 申 (疾 を ŧ に \mathcal{O} とするも 病及び傷 つき適 (第三号 に対応 引 用
- き適 |等で定め 引 対応する共済掛金標準率乙 疾病及び傷 ζ, 用 て 得 すべき共 る率 た率。 害 済 による損 掛金率 第十項に に 害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるもの(以下「診療技術 ついては、 おいて同じ。)を下らず、農林水産大臣の定める率を超えない範囲 (第百十一条の八第一項の申出 当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金 があつたときは、当該申出に係る共済掛 丙に 割引標 料等」という。 お 準 金 期間 て共済規 率 -乙を差 につ
- する費用 水 産 伝染性 申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、 省 省令で定め 令で定め \mathcal{O} \mathcal{O} 疾 病 部 で適正 るも るも 又は 気 \mathcal{O} \mathcal{O} な診療 を除 象 (以 下 上の <u>ک</u> \mathcal{O} 原因 「家畜異常事 確保に資するため共済金の支払 に対応する共済掛金標準率 (地震及び噴火を含む。) による死亡及び `故」という。) による損害 方 . の 対 (第百十一 象としない (家畜異常事故に 当該申出に係る共済事故による損害に対 条の 廃 八第 用 ことを相当とするも 並 び 項 に伝 の申 該 当する疾病 染 性 出 が \mathcal{O} あ 疾 病 つたときは 0 0 0 診 う て農林 療 t に要 林

応する共済掛 て共済規 程 等で定める 金 割 引標準率 丙を差し引 7 . て得 た率。 第十項及び 第十一 項に お いて同じ。) を下らな 1 範 囲 内 に お

- 2 で定 率 前 之並 項 第 る びに 号の 定年 同 共済掛 間 項第三号の共 に お 金標準率甲及び け る地 済掛 域 別 金標準 \mathcal{O} 被)共済掛 害率を基礎として 率 -丙及び 金割引標準 共済掛金割 率 東 農 林 引標準率 同 水 項第二 産 大臣 方 一号の は が 当 共済目: 共済掛 該 地 域 的 別 金標準率乙 に定める。 \mathcal{O} 種類ごとに 一 及 び) 共済掛: 農林 水 金 産省令 割 引
- ③ ~ 迎 (略)
- **1**3 第一 率 Ż 項第一号の 並 び に 同 共 項第三号 済掛金標 O共済掛 準 率甲及び共済掛金割引標準 金 標 準 率 丙 及び)共済掛· · 率 金割 東 引標準 同項第二号の 率 丙 は)共済 年ごとに 掛 金標 準 率乙及び共済掛 般に改定する。 金割引

第百十六条 家畜 める金額を限度とする。 金期間ごとに、 の種類ごと、 家畜共済に係る共済金は、 共済金額に応じ及び前条第二項の地域別その他農林 組合員等ごと及び共 済掛金期間ごとに、 次の金額とする。 ただし、 個別共済関 包括共済関係に係るも 水産省令で定める区分により農林水産大臣 係に係るもの に あ つては家畜ごと及び のにあつては包括 共済対象)共済掛 が 定

- ころによ 合が百分の 死亡又は廃用により支払うものにあつては、 り、 八十を超えるときは、 共済規 程等で定める方法によつて算定された損 百分の八十)を乗じて得た額 当該共済事故に係る家畜の価額により、 害 \mathcal{O} 額に共済 金 額 \mathcal{O} 共済 価 農林水産省令の定めると 額に 対する割合(その 割
- 診 \mathcal{O} 療に 額 疾病又は傷害により支払うもの に相当する金 要する費用 額 のうち 前 条第 に 項 第 あつては、 一号又は第三号 当該共済事故によ \mathcal{O} 農林 水産 つて組合員 省令で定め 等 るも が 被 る損 \mathcal{O} に 該当す 害 (当 該 るも 共 済 \mathcal{O} 事 を除 故に係る
- 2 る。 前 項 第 二号の 損 害 \mathcal{O} 額 は 農 林水産省令の定めるところにより 共済規程等で定める方法によつてこれを算定す
- ③·④ (略)

第百二十五条 農業共済組合連合会の支払うべき保険金は、 次の金額とする。

一・二 (略)

家畜共済に係るものにあつては、イ又はロ の金額

相当する金 分の八十に相当する金額、 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金 家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済 の百

口 組 当する金額 の八十に相当する金額、 省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額の百分 おいて同じ。)又は傷害により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金のうち農林水産 合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)により支払うものにあつては組合員 家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相 疾病(家畜異常事故に該当するも \mathcal{O} を除 第三項 たる

三の二〜五 (略)

② { 4

(略

〇農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号) (抄)

第三十条 共済掛 のうち死亡及び廃用による損害に対応する法第百十五条第一項第 死亡及び 掛 乙につい 金割引標準率 難いときは、 金標準率 ては過 法第百· 廃用による損害に対応するものを除く。) この限りでない。 申 丙及び共済掛金割 去三年間、 + (第二十九条の五第一号に掲げる共済事故による損害並 五. 条 第 第二十九条の五第一号に掲げる共済事故による損害並びに同項第二号に掲げる共 項 \hat{O} 農林 引標準 水 産 一率丙に 省令で定め 0 1 並びに同 Ś ては過去二十年間とする。 定年 項 間 第二号 は 号の共済掛金割引標準率甲並 同 条第 \mathcal{O} 共 済 がに同 掛 項 第 ただし、 金 標準率乙及び 項 号の 第二号に掲 特別 共 (済掛 \mathcal{O} 共済 事 げる共済事 金 びに同 標 由 掛 準率 によりこれによ 金 割 項第三号の 申 引 故 及び共済 のうち 済 事故 準率

第三十三条 る 0 \mathcal{O} 内 価額に乗じて得られる金額による。 容に応じて農林水産大臣 法第 百十六条第 項 \mathcal{O} 損 の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣 害 \mathcal{O} 額 は 診 療そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 行為に ょ つて 組 合員等 が 負担 すべ き費用 初 診 が 料 定

2 前項の 損害の 額 は 当該診療その他の行為によつて組合員等が負担 した費用 (初診料を除く。)を限度とする。

第三十四条 され 点 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} る金額 価 内 額に乗じて得られる金額とする。 容に の 三 は 応じ 診 法第百二十 て農林水 療その 他 産大臣 . の 五. 条第 行為によつて組合員等が負担すべき費用(初診料を除く。 が定める点数によつて共済事 項 第三号 口 \mathcal{O} 疾 病 又は傷 害 故ごとに計算される総点数を農林 に よる損 害で診 療技術 料等以)のうち診 外 \mathcal{O} 水産 療技術料等以外 ŧ \mathcal{O} 大臣 に 応じ が 定め 7 算定 \mathcal{O}

② 前項の金額は、組合等が支払うべき共済金の額を限度とする。

〇薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)(抄)

最終改正:平成一八年六月二一日法律第八四号

第一条~第十三条 (略)

(医薬品等の製造販売の承認)

除く。)の製造 大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療機器 · 外 診 应 断用医薬品 薬品 販売をしようとする者は (厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品及び第二十三条の二 を除く。)、 医薬部外品 品目ごとにその製造販売につい (厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬 (一般医療機器及び同項の規定により指定する管理医 ての厚生労働大臣 第一 部 外品 項の規定により の承認を受けなけ を除 <u>\</u> 厚 療 生労働 機器 定 する を

② 〜 ⑪ (略)

(廃棄等)

規定により製造販 第六十五条若しくは第六十八条の六に規定する医薬品、 第六十二条、第六十四条及び第六十八条の五において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十 二条において準用する場合を含む。)、第五十七条第二項(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、 の規定に違反して販売され、 若しくは授与された医薬品、 第四十三条第 厚生 一労働 大臣 売の認証を取り消された医薬品若しくは医療機器 項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品 又は 都 賃貸され、若しくは授与された医療機器、第四十四条第三項、第五十五条(第六十条、 道 府 同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている医療機器 県知 事 は 医 薬 品品 医 医薬部外品、 薬 部 外 品 化粧品 化粧品若しくは医療機器、 第七十四条の二第一項若しくは第三項第二号 又 は 医 療機器を業務 同項の規定に違反して販売さ Ě 第二十三条の四の 取 ŋ 扱う者 同項

て準用する場合を含む。)の規定により製造販売の承認を取り消された医薬品、 による製造販売 (第七 他 十五 公衆衛生上 第七十五条の三の規定により第十四条の三第一項(第二十条第一項において準用する場合を含む。) 条の二第二項において準用する場合を含む。)、第四号若しくは第五号(第七十五条の二第二項 \mathcal{O} 承認を取り消された医薬品若しくは医療機器又は不良な原料若しくは材料について、 \mathcal{O} 危険の 発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。 医薬部外品、 化粧品若しくは医 廃棄 0 に 規定 お 口 療 収

者がその命令に従わないとき、 は回収させ、 厚生労働大臣、 又はその他の必要な処分をさせることができる。 都道府県知事、 又は緊急の必要があるときは、 保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、 当該職員に、 同項に規定する物を廃棄させ、 前項の 規定による命令を受けた 若しく

3 当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第五項の 規定を準用する。